

# 山口県報

目 次

選管告示

政治団体の收支に関する報告書の要旨

解散等に係る政治団体の收支に関する報告書の要旨



## 山口県選挙管理委員会告示第百五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出された收支に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

平成十七年十一月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆司

## 山口県選挙管理委員会告示第百五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定により解散等に係る政治団体から提出された收支に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

平成十七年十一月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆司

平成十七年十一月二十五日発行

発行  
行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)